

徳島県告示第四百五十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出があったので、同条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和二年七月七日から同年十一月七日までに、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和二年七月七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 ケーズデンキ沖浜店
 所在地 徳島市沖浜東三丁目六二番地ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
MULプロパティ株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目六番五号	船橋 啓一
株式会社ビッグ・エス	香川県高松市多肥上町二二〇番地	岡田 達也

- 4 大規模小売店舗の新設をする日
 令和三年二月二十三日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 四、一九一平方メートル
- 6 大規模小売店舗の概要

届出事項	概要										
	施設の配置に関する事項		駐車場		駐輪場		荷さばき施設		廃棄物等の保管施設		施設の運営方法に関する事項
	位置	収容台数	位置	位置	位置	位置	位置	位置	位置	容量	
	縦覧に供する添付書類に示すとおり	百五十九台	縦覧に供する添付書類に示すとおり	七十六台	縦覧に供する添付書類に示すとおり	七十七・四平方メートル	縦覧に供する添付書類に示すとおり	二四・三五立方メートル			
	小売業を行う者の開店時刻	午後九時	小売業を行う者の閉店時刻	午前九時	来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前八時三十分から午後九時三十分まで	駐車場の自動	出入口の数	九箇所		

	車の出入口	位置
	荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	縦覧に供する添付書類に示すとおり 午前六時から午後九時まで

二 届出年月日

令和二年六月二十二日

三 届出及び添付書類の縦覧

- 1 縦覧の場所 徳島県商工労働観光部企業支援課及び徳島市経済部経済政策課
- 2 縦覧の期間 令和二年七月七日から同年十一月七日まで
- 3 縦覧の時間 午前九時から午後五時まで

四 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

- 1 意見書の提出先
 - 郵便番号七七 八五七
 - 徳島市万代町一丁目一番地
 - 徳島県商工労働観光部企業支援課商業振興・経営支援担当
 - 電話番号 八八 六二一 二三六九
- 2 意見書に記載すべき事項
 - (一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (二) 意見の内容
 - (三) 意見を述べる理由
- 3 その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県商工労働観光部企業支援課及び徳島市経済部経済政策課において公告の日から一月間縦覧に供する。